

元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第83号

元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則

元離宮二条城事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「所長補佐」を「担当課長，所長補佐，担当課長補佐」に改める。

第3条第3項中「係長及び」を「担当課長，担当課長補佐，係長及び」に改める。

第4条中「所長補佐」の右に「，担当課長補佐」を加え，同条に次のただし書を加える。

ただし，担当課長が置かれている場合は，主管事務につき，担当課長がその職務を代理し，担当課長に事故があるときは，主管事務につき，課長補佐，担当課長補佐，係長又は担当係長がその職務を代理する。

第6条中「文化市民局文化芸術担当局長は」の右に「，担当課長，担当課長補佐」を加える。

附 則

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)